

## 令和2年度団体営農村地域防災減災事業

事業費 60,000 千円 (国費 100%)

事業主体：邑知潟土地改良区

(事業の目的)

ため池の状況を速やかに把握するため、監視カメラ・水位計等の管理施設の整備、  
ため池の防災機能を確保するために必要な施設の補修事業



### 新宮ダム (区分：ため池)

- ・監視カメラ・超音波式水位計
- ・送信方式：無線又は光ケーブル (調査中)



### 神子原ダム (区分：ため池)

- ・監視カメラ・超音波式水位計・雨量計
- ・送信方式：光ケーブル



理事長  
山本 泰夫

## 理事長挨拶

薄暑の候、組合員並びに関係の皆様には益々のご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より邑知潟土地改良区の運営、各種事業の推進、農業水利施設管理等に対し、組合員並びに関係各位のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業農村を取り巻く環境は、人口減少、高齢化、過疎化、担い手不足により農地の荒廃、農業用水等の管理や営農継続への影響を危惧する状況であり、農村地域でも防災減災対策が課題になっています。

このような状況の中で土地改良区は、国土強靱化農業の競争力強化、国の政策課題や生活環境の改善等重要な役割を担っており、農地や農業用施設が安定的な機能と維持を發揮し、地域環境が保全されるよう農業基盤や環境基盤を着実に整備することが重要です。令和2年度土地改良施設維持管理適正化事業については、本江用水機・中川用水場補修工事、五千石頭首工巻上機モーター取替工事、県営老朽ため池整備事業として、神子原ダムの調査費、邑知潟浚渫工事などの予算要求をしております。

本年は総代会が人類を脅かす新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界的大流行）の影響により縮小せざるをえませんでした。お詫び申し上げます。この事態が一日でも早く終息することを願っています。

結びに組合員皆様の期待に添えるよう、国・県・市町・各種団体と連携を深めながら、役員一同職務に邁進する所存です。

今後共、なお一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 参議院議員 宮崎雅夫氏挨拶

邑知潟土地改良区の組合員のみなさまには、日頃から土地改良事業の推進、農業農村の振興・発展にご尽力頂いておりますことに心より敬意を表します。

国会では、皆様方のご尽力で確保できた予算も無事通過させることができました。

現在、法案の審議が本格化していますが、関連法案の一日も早い成立に向け、「土地改良・農山漁村は未来の礎」を政治活動の基本理念として、皆様の声を国政に反映できるよう汗を流し続けて参ります。

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、農林水産業はもとより国民生活にも多大な影響が生じています。経済対策も講じられるところですが、強い農林水産業と活力ある農山漁村を創るため、皆様方と共に尽力して参る所存であります。

結びに、邑知潟土地改良の益々のご発展と皆様方のご健勝を心よりご祈念いたしますとともに、くれぐれも、新型コロナウイルスにご留意いただくことをお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



宮崎 雅夫氏

## 第29回 邑知潟土地改良区通常総代会

3月14日予定の邑知潟土地改良区通常総代会は、令和2年2月25日付けの新型コロナウイルス感染症対策基本方針「クラスターが発生するおそれがある会議等」の通達を受け、土地改良法31条により書面または代理人議決をもって総代会を開催しました。

出席者は、理事13名、監事5名、総代3名（議長・議事録署名員）

書面議決61名で、邑知潟土地改良区事務所2階会議室において、第1号～第10号議案が上程され審議の結果、原案通り可決成立しました。



◆通常総代会で可決成立した議案は次のとおりです。

第1号議案	令和元年度（2回）一般会計収支補正予算の議決について
第2号議案	令和2年度事業計画の議決について
第3号議案	// 一般会計収支予算の議決について
第4号議案	// 特別会計収支予算の議決について
第5号議案	// 特別会計管理委託施設収支予算の議決について
第6号議案	// 賦課金の賦課徴収方法及びその時期の議決について
第7号議案	// 一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
第8号議案	// 金銭預入先金融機関の議決について
第9号議案	// 役員の報酬について
第10号議案	邑知潟土地改良区定款変更の議決について

※第10号議案邑知潟土地改良区定款変更の議決については、役員の定数（理事14名⇒15名、監事5名⇒4名）の変更及び被選任区の変更。

また、役員（理事・監事）の70歳定年制については、理事会で廃止する旨、議決されました。

## 令和2年度 邑知潟水土里ネットワーク総代会

多面的機能支払交付金の活動組織である邑知潟水土里ネットワークの通常総代会も新型コロナウイルス感染症対策基本方針により委任状又は書面により、通常総代会を開催しました。

出席者は、総代18名、委任状17名、書面議決64名で第1号～第4号議案が上程され審議の結果、原案通り可決成立しました。

◆通常総代会で可決成立した議案は次のとおりです。

第1号議案	邑知潟水土里ネットワーク協定の変更に伴う議決について
第2号議案	令和2年度邑知潟水土里ネットワーク収支予算の議決について
第3号議案	令和2年度邑知潟水土里ネットワーク活動計画の議決について
第4号議案	一時借入金及びその方法の議決について





令和元年度 事業報告

● 土地改良施設維持管理適正化事業（補助率 国：30% 県：30% 市：20%）

①太田用水機（3,000千円）



(工事中)



(完成)

②新保用水機（3,500千円）

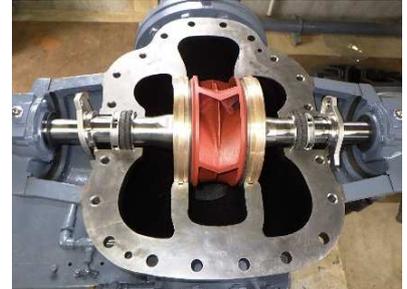


(工事中)



(完成)

③栗ノ保用水機（4,000千円）



(工事中)



(完成)

● 県単土地改良事業  
(県：40% 市：40%)

④新保圧カタンク（4,500千円）



(工事中)



(完成)

◆太田地区（1,400千円）



(工事中)



(完成)

● 農村総合整備事業  
(国：55% 市：30%)

◆兵庫地区（2,500千円）



(工事中)



(完成)

令和2年度 邑知湯水土里ネットワーク

令和2年度 多面的機能支払交付金 割当予算額

地区	町会・区	農地維持支払 円	資源向上支払 円	地区	町会・区	農地維持支払 円	資源向上支払 円	地区	町会・区	農地維持支払 円	資源向上支払 円
邑知	飯山町	461,000	6,446,000	粟ノ保	新保町	1,172,000	2,151,000	鹿島路・越路野・釜屋	鹿島路町	2,078,000	3,706,000
	宇土野町	510,000			栗生町	788,000			千路町	1,887,000	
	白瀬・上白瀬町	738,000			栗原町	450,000			柳田町	2,578,000	
	福水町	527,000			土橋町	1,241,000			上中山町	387,000	
	中川町	730,000			立開町	539,000			釜屋町	1,056,000	
	千代町	718,000			兵庫町	852,000			計	7,986,000	
	垣内田町	369,000			計	5,042,000			羽咋市農林水産課	8,465,000	
	四町	887,000		一ノ宮町	478,000	鳥獣害対策	4,000,000				
	上江町	459,000		寺家町	615,000	千拓地	3,500,000				
	千田町	1,180,000		滝町	1,211,000	環境保全	2,000,000				
	門井町	1,644,000		柴垣町	2,114,000	羽咋市計	84,456,000				
	本江区	200,000		滝谷町	441,000	正部谷	1,330,000				
	本江町	741,000		計	4,859,000	中能登町計	1,330,000				
	若部町	918,000		羽咋町	541,000	志雄	二口区	1,046,000			
	寺境町	507,000		若草町	50,000		子浦区	1,743,000			
	尾長・尾長出町	1,718,000		東川原町	74,000		菅原区	3,157,000			
	志々見町	799,000		的場町	69,000		吉野屋区	738,000			
堀替新町	764,000	太田町	980,000	散田区	1,330,000						
菱分町	935,000	三ツ屋町	443,000	杉野屋区	2,166,000						
計	14,805,000	石野町	513,000	荻市区	886,000						
余吾	酒井町	1,245,000	2,987,000	深江町	1,141,000	四ヶ村用水	1,100,000				
	四柳町	946,000		次場町	991,000	宝達志水町計	12,166,000				
	大町	1,378,000		吉崎町	2,331,000	事務局	8,102,000				
	金丸出町	1,567,000		計	7,133,000	合計	106,054,000				
	下曾祢町	901,000									
	計	6,037,000									

\*新型コロナウイルス感染症対策の基本方針「クラスターが発生するおそれがある」により、活動を行う場合はマスクを着用の上、適度な間隔をとるよう周知してください。

3月23日~26日施設点検



4月2日 ワークショップ  
(各町会長・区長)



4月3日 計画策定  
(運営委員会)



必ず届け出下さい(自己申告)

●農地転用に転用申請・決済金が必要です。

「土地改良法第42条2項」

- ・農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地台帳から賦課面積が削除出来ないため、毎年賦課金がかかります。
- ・公共事業(道路・河川・建物など)用地として転用された農地についても、転用決済金の納付が必要です。